

本書は電気事業法および経済産業省令にもとづき交付するものです。  
ご契約にあたっては本書の内容を必ずお読みください。

レ ジ ル 株 式 会 社  
2026年4月1日実施

## 重要事項説明書〔高圧・特別高圧〕

この重要事項説明書〔高圧・特別高圧〕（以下「本書」といいます。）は、お客さまとの電気需給契約（以下「需給契約」といいます。）の締結にあたって、需給契約に基づく電気の供給条件について重要な事項を記載したものです。本書に記載のない事項については、レジル株式会社（以下「当社」といいます。）が別に定める電気需給約款〔高圧・特別高圧〕（以下「需給約款」といいます。）ならびにお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）によります。

需給約款および託送約款等は、当社および当該一般送配電事業者のホームページにそれぞれ掲載されておりますので、あらかじめご確認ください。

### 1. 需給契約の申込方法等

- （1）お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ需給約款および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承諾のうえ、当社が必要とする事項を明らかにして、原則として当社所定の様式によって申込みをしていただきます。
- （2）当社は、販売代理店（媒介事業者）を通じて、お客さまからの申込みを受け付けることがあります。
- （3）需給契約に基づく電気の供給は、小売電気事業者である当社が行います。

### 2. 需給契約の成立および契約期間

- （1）需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。  
なお、当社が承諾したときは、原則として、当社とお客さまとの協議が調い、当社所定の様式による申込みを当社が受領した日といたします。なお、需給契約書を作成する場合には、需給契約書に調印を行った日とし、その年月日は需給契約書に記載いたします。
- （2）契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。また、契約期間満了の3か月前までにお客さままたは当社から別段の書面による意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。  
ただし、お客さまと当社との協議により、需給契約書等においてこれと異なる契約期間を定めることがあります。

### 3. 供給電圧および周波数

特別高圧電力は、原則として供給電圧20,000ボルト以上、周波数50ヘルツまたは60ヘルツとします。高圧電力は、原則として供給電圧6,000ボルト、周波数50ヘルツまたは60ヘルツとします

### 4. 契約電力の決定方法

- （1）高圧で電気の供給を受け、契約電力が500キロワット未満の場合  
契約電力は、原則として、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。
- （2）高圧で電気の供給を受け、契約電力が500キロワット以上の場合、または特別高圧で電気の供給を受ける場合  
契約電力は、原則として、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただき、当社との協議によって定めます。

### 5. 料金および使用電力量の算定方法

- （1）料金は、基本料金、電力量料金および別表4再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。なお、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。また、電力量料金は、別表6燃料費等調整額により加減算を行い、季節や時間帯などの区分に応じて電力量料金の単価が設定されている場合には、当該区分ごとに使用された電力量に基づき、当該区分の電力量料金を算定いたします。
- （2）料金の算定期間は、原則として「1月」とし、需給約款に定める計量期間等といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金については、日割計算を行います。
- （3）使用電力量は、原則として託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間において合計した値といたします。
- （4）お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて、年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を申し受けます。

### 6. 工事費等の負担

- （1）当該一般送配電事業者から、託送約款等にもとづき、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、臨時工事費、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。
- （2）当該一般送配電事業者から、工事完成後、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。
- （3）託送約款等にもとづき当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則としてお客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。

### 7. 料金等の支払方法

料金については毎月、工事費等についてはそのつど、原則として口座振替または払い込みの方法により、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。なお、料金のお支払いに要する費用は、お客さまに負担していただきます。

### 8. 託送約款等に定められたお客さまの責任

- （1）お客さまには、託送約款等に定められた需要者の義務として定められている事項を遵守していただきます。
- （2）当社および当該一般送配電事業者は、需給約款および託送約款等にもとづく業務を実施するため、お客さまの承諾をえて需要場所に立ち入ら

せていただくことがあります。この場合、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

- (3) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当該一般送配電事業者に通知していただきます。
- イ 引込線、計量器等その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
  - ロ お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

## 9. 電気の使用法の制限等

- (1) 当社は、お客さまが契約電力を超えて電気を使用される等、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。
- (2) お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に該当基本料金単価を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増したものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。
- (3) 需要場所の負荷の力率は、原則として85パーセント以上に保持していただきます。

## 10. 需給契約の変更

- (1) お客さまが需給契約の変更を希望される場合は、新たに需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。なお、契約種別の変更を希望される場合の変更後の料金適用開始の日は、原則として計量期間等の始期といたします。
- (2) 当社は、国内の電力事情、事業環境等に急激な変化（法令または制度の変更、発電用燃料費の高騰および一般社団法人日本卸電力取引所における取引価格の高騰を含みます。）が生じた場合、当社からのお見積り実施時に前提としていた各種条件を満たさなくなる場合（設備の増減節など電気の使用状況が変化する場合、お客さまから需給契約数の増減の申し出を受けた場合などを含むがこれらに限らない。）など、需給契約の内容を適当な水準に見直すために必要があると判断した場合には、契約期間満了前であってもお客さまに需給契約の変更（料金単価その他需給契約書等において定める個別の供給条件の変更を含みます。）を申し入れることができるものといたします。この場合、当社があらかじめお知らせした期限までにお客さまから書面による解約の意思表示がないときは、需給契約の変更について当社との間で協議が調ったものとみなし、契約期間満了前であっても、料金その他の供給条件は、変更後の供給条件によるものといたします。  
なお、お客さまがこの規定により需給契約を解約されるときは、当社は、お客さまから当該解約を理由とする解約金を申し受けないものとし、工事費の精算を除き、当該解約を理由とする料金の精算は行わないものといたします。

### 11. お客さまによる需給契約の解約

- (1) お客さまが需給開始後に需給契約を解約しようとする場合は、原則として解約希望日の3か月前までにその期日を定めて、当社所定の様式によって当社に通知していただきます。
- (2) お客さまが需給契約成立後に需給開始に至らないで需給契約を解約しようとする場合は、原則として供給開始日に先立って、当社所定の様式によって当社に通知していただきます。この場合、需給契約はお客さまと当社との協議によって定めた解約の期日に消滅いたします。なお、この場合、当社は、原則としてお客さまから解約金として基本料金3か月相当分（ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金の割引は適用いたしません。）を需給契約の解約の期日に申し受けます。

### 12. 当社による需給契約の解約

お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

- イ 託送約款等に定める接続供給が停止される場合に該当することが明らかになったとき
- ロ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
- ハ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
- ニ 需給契約によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、契約超過金、違約金、工事費負担金等相当額その他需給契約から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
- ホ お客さまが電気工作物の改変等によって不正に電気を使用されたことにより料金の全部または一部の支払いを免れた場合
- ヘ お客さまが振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合
- ト お客さまが破産手続、再生手続、更生手続、特別清算もしくはこれらに類する法的手続の開始の申立てを受けまたは自ら申立てを行った場合
- チ お客さまが強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合
- リ お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合
- ヌ その他の理由でお客さまが明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認めた場合
- ル お客さまが需給約款および需給契約書等の規定に反した場合その他当社が解約を適当と判断した場合

### 13. 需給契約の消滅または変更にもなう料金および工事費の精算

次の場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

- イ お客さまが需給開始後に当社との需給契約を解約しようとする場合は、供給開始日（需給契約が更新された場合は、直前の更新日といたします。）から需給契約の消滅日の前日までの料金について、さかのぼって、料金の20パーセントを割増したものを適用いたします。この場合、当社は、20パーセントを割増した料金と既に申し受けた料金との差額をお客さまから申し受けます。ただし、お客さまが廃業されることによる需給契約の廃止や低圧へ需給契約を変更する等、当社が料金を精算しないことを適当と認めた場合を除きます。
- ロ お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで契約電力を減少しようとする場合は、契約電力を新たに設定し、または増加された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、さかのぼって、減少された契約電力分（減少後の契約電力が増加前の契約電力を下回る場合は、増加前の契約電力を上回る契約電力分といたします。）につき料金の20パーセントを割増したものを原則として適用い

たします。この場合、当社は、20パーセントを割増した料金と既に申し受けた料金との差額をお客さまから申し受けます。

なお、割り増しを適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、契約電力の減少分（減少後の契約電力が増加前の契約電力を下回る場合は、増加前の契約電力を上回る契約電力分といたします。）と残余分の比であん分したものといたします。

ハ 当社が当該一般送配電事業者から、需給契約の消滅または変更にともなう工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまから当該金額を申し受けます。

#### 14. その他の重要事項

- (1) 当社との需給契約の成立および需給の開始にともない、お客さまが他の小売電気事業者と締結されている現在のご契約は終了いたします。現在のご契約の終了にともない、現在ご契約されている他の小売電気事業者から精算金や解約金などが請求される場合があります。詳しくは、現在ご契約されている他の小売電気事業者にお問い合わせください。
- (2) お客さまが現在ご契約されている他の小売電気事業者から適用を受けている付帯契約による割引等は、当社との需給契約にもとづく供給開始日以降は、適用されません。また、当社との需給契約終了後に現在ご契約されている他の小売電気事業者と再契約をされる場合、現在のご契約内容と同一条件でご契約できないことがあります。なお、再契約される場合には、現在他の小売電気事業者から適用を受けている付帯契約による割引等が適用されません。
- (3) お客さまが需給契約にもとづく供給開始日より前に電気を使用していた場合の電気のご使用は無契約での電気の使用となるため、遡及して当社との需給契約の締結が必要になります。
- (4) 当社は、需給約款を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、需給契約の料金その他の供給条件は、変更後の需給約款によります。

#### 15. 個人情報の取扱い

- (1) 当社および販売代理店(媒介事業者)は、お客さまの個人情報を次の目的およびプライバシーポリシーに定める目的において利用いたします。
  - イ 電力小売などの当社の事業につき、お客さまからの申込み、商談にあたり、適切な対応を行うため。
  - ロ お客さまとの需給契約につき、当社においてその契約の管理を適切に行うため。また、需給契約の終了後においても、照会への対応や法令等により必要となる管理を適切に行うため。
  - ハ 当社、当社グループ各社および提携会社の会社紹介、各種の商品・サービスの紹介をダイレクトメール、電子メール等により案内するため。
  - ニ お客さまによりよい商品、サービスを提供することを目的としたマーケティング分析に利用するため。
  - ホ 当社において経営上必要な各種の管理を行うため。
- (2) (1)のほか、当社は、プライバシーポリシーに従い、お客さまの個人情報を必要な範囲で当社グループ各社、提携会社等と共同利用することがあります。この場合の共同利用の目的、共同利用者の範囲等については、プライバシーポリシーに定めるとおりといたします。
- (3) プライバシーポリシーは、当社ホームページに掲載いたします。

#### 16. 反社会的勢力の排除

- (1) お客さまおよび当社は、需給契約成立時において、自己または自己の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等その他これらに準ずる者（以下、総称して「暴力団員等」といいます。）および次のいずれにも該当しないことならびに将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものといたします。
  - イ 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - ロ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
  - ニ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。
  - ホ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- (2) お客さまおよび当社は、相手方が(1)に違反した場合は、相手方の有する期限の利益を喪失させ、また、通知または催告等何らの手続を要しないで直ちに需給契約を解約することができるものとし、当該解約により相手方が被った損害につき、一切の義務および責任を負わないものといたします。

#### 17. 特約の内容

- (1) お客さまが、次のいずれかの特約を内容とする選択約款の適用を希望される場合は、原則として当社所定の様式によって申込みをしていただき、当社が当該申込みを承諾したときに特約を適用いたします。
  - イ カーボンフリー特約は、当社が、環境価値を有する証書等が有する環境価値を付加することにより、実質的にCO2排出量がゼロとみなされる電気をお客さまに供給することを内容といたします。
  - ロ 再エネ特約は、当社が、再生可能エネルギー由来の環境価値を有する証書等が有する環境価値を付加することにより、実質的に再生可能エネルギーとみなされ、実質的にCO2排出量がゼロである電気をお客さまに供給することを内容といたします。
  - ハ 再エネ RE100 特約は、当社が、再生可能エネルギー由来で RE100 の適用条件を満たす属性情報が付与された環境価値を有する証書等が有する環境価値を付加することにより、実質的に再生可能エネルギー電気とみなされ、実質的にCO2排出量がゼロであり、RE100への適用が可能な電気をお客さまに供給することを内容といたします。
- (2) (1)の各特約における電源構成および非化石証書の使用状況については、当社のホームページをご確認ください。

需給契約の申込みおよび変更ならびに需給契約に関する苦情その他のお問い合わせは、下記窓口までご連絡ください。

<小売電気事業者>

小売電気事業者の名称 : レジル株式会社  
代 表 者 名 : 代表取締役社長 丹治 保積  
登 録 番 号 : A0355  
本 店 所 在 地 : 東京都千代田区丸の内一丁目8番1号 丸の内トラストタワーN館 14階  
お 問 い 合 わ せ 先 : 050-2018-7856 (受付時間 午前9時～午後5時)  
※土日・祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は除きます。

<販売代理店(媒介事業者)> ※販売代理店(媒介事業者)を通じてご契約される場合にのみ記載いたします。

## 別 表

### 1 季節区分

需給約款および需給契約書等における季節区分は、次のとおりといたします。

需要場所の所在地	季節区分	
北海道エリアを除くすべてのエリア	夏 季 その他季	毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。 夏季以外の期間をいいます。
北海道エリア	な し	

### 2 平日休日区分

需給約款および需給契約書等における平日休日区分は、次のとおりといたします。

需要場所の所在地	平日休日区分	
北海道エリア	休 日 平 日	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日をいいます。 休日以外の日をいいます。
東北エリア	休 日 平 日	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、1月4日、4月30日、5月1日、5月2日、12月29日、12月30日および12月31日をいいます。 休日以外の日をいいます。
関東エリア	休 日 平 日	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日をいいます。 休日以外の日をいいます。
中部エリア	休 日 平 日	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日をいいます。 休日以外の日をいいます。
北陸エリア	休 日 平 日	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日をいいます。 休日以外の日をいいます。
関西エリア	休 日 平 日	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日をいいます。 休日以外の日をいいます。
中国エリア	休 日 平 日	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日をいいます。 休日以外の日をいいます。

四 国 エ リ ア	休 日 平 日	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日をいいます。 休日以外の日をいいます。
九 州 エ リ ア	休 日 平 日	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日をいいます。 休日以外の日をいいます。

### 3 時間帯区分

需給約款および需給契約書等における時間帯区分は、次のとおりとします。

需要場所の所在地	時 間 帯 区 分	
北 海 道 エ リ ア	昼間時間 夜間時間	毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、休日の該当する時間を除きます。 昼間時間以外の時間をいいます。
東 北 エ リ ア	ピーク時間 昼間時間 夜間時間	夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。ただし、休日の該当する時間を除きます。 毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間および休日の該当する時間を除きます。 ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。
関 東 エ リ ア	ピーク時間 昼間時間 夜間時間	夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。ただし、休日の該当する時間を除きます。 毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間および休日の該当する時間を除きます。 ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。
中 部 エ リ ア	重負荷時間 昼間時間 夜間時間	夏季の毎日午前10時から午後5時までの時間をいいます。ただし、休日の該当する時間を除きます。 毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、重負荷時間および休日の該当する時間を除きます。 重負荷時間および昼間時間以外の時間をいいます。
北 陸 エ リ ア	ピーク時間 昼間時間 夜間時間	夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。ただし、休日の該当する時間を除きます。 毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間および休日の該当する時間を除きます。 ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。
関 西 エ リ ア	重負荷時間 昼間時間 夜間時間	夏季の毎日午前10時から午後5時までの時間をいいます。ただし、休日の該当する時間を除きます。 毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、重負荷時間および休日の該当する時間を除きます。 重負荷時間および昼間時間以外の時間をいいます。

中国エリア	ピーク時間 昼間時間 夜間時間	夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。ただし、休日の該当する時間を除きます。 毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間および休日の該当する時間を除きます。 ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。
四国エリア	ピーク時間 昼間時間 夜間時間	夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。ただし、休日の該当する時間を除きます。 毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間および休日の該当する時間を除きます。 ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。
九州エリア	ピーク時間 昼間時間 夜間時間	夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。ただし、休日の該当する時間を除きます。 毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間および休日の該当する時間を除きます。 ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。

#### 4 再生可能エネルギー発電促進賦課金

##### (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定にもとづき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめお知らせいたします。

##### (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

##### (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、予備電力の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客さまからの申出の直後の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期といたします。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

#### 5 日割計算の基本算式

##### (1) 基本料金を日割りする場合の日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

ただし、需給約款19（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、

$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$  は、  $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$

といたします。

- (2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)にいう計量期間等の日数は、次のとおりといたします。
- イ 電気の供給を開始した場合  
開始日を含む計量期間等の日数といたします。
  - ロ 需給契約が消滅した場合  
消滅日の前日を含む計量期間等の日数といたします。
- (3) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)にいう暦日数は、次のとおりといたします。
- イ 電気の供給を開始した場合  
開始日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。
  - ロ 需給契約が消滅した場合  
消滅日の前日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。
- (4) 供給停止期間中の料金の日割計算を行う場合は、(1)の日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、接続供給を停止した日を含み、接続供給を再開した日は含みません。また、停止日に接続供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

## 6 燃料費等調整

北海道エリアの場合

### (1) 燃料費等調整額の算定

燃料費等調整額は、燃料費調整額、市場価格調整額および離島ユニバーサルサービス調整額によって算定いたします。

### (2) 燃料費調整

#### イ 燃料費調整額の算定

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、 $\alpha$ 、 $\beta$ および $\gamma$ の値は、次のとおりといたします。

また、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.1946$

$\beta = 0.0827$

$\gamma = 1.0081$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

#### ロ 基準燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの基準燃料価格は、51,400円といたします。

#### ハ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \left( \text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格} \right) \times \frac{\text{への基準単価}}{1,000}$$

(b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{への基準単価}}{1,000}$$

ニ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(5)のとおりといたします。

ホ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にハによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

なお、燃料費調整単価がハ(a)により算定される場合は、燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価がハ(b)により算定される場合は、燃料費調整額を加えるものとしていたします。

へ 基準単価

1キロワット時当たりの基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、高圧18銭8厘、特別高圧18銭3厘といたします。

(3) 市場価格調整

イ 市場価格調整額の算定

1キロワット時当たりの平均市場価格は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、xおよびyの値は、次のとおりといたします。

$$x = 0.6760$$

$$y = 0.3240$$

また、平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{平均市場価格} = X \times x + Y \times y$$

X = 各平均市場価格算定期間における1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

Y = 各平均市場価格算定期間における毎日午前8時から午後4時までの1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

なお、各平均市場価格算定期間における1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格および毎日午前8時から午後4時までの1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 基準市場価格

1キロワット時当たりの基準市場価格は、12円24銭といたします。

ハ 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(a) 1キロワット時当たりの平均市場価格が基準市場価格を下回る場合

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{基準市場価格} - \text{平均市場価格}) \times \text{への調整係数}$$

(b) 1キロワット時当たりの平均市場価格が基準市場価格を上回る場合

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - \text{基準市場価格}) \times \text{への調整係数}$$

ニ 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(5)のとおりといたします。

ホ 市場価格調整額

市場価格調整額は、その1月の使用電力量にハによって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。

なお、市場価格調整単価がハ(a)により算定される場合は、市場価格調整額を差し引くものとし、市場価格調整単価がハ(b)により算定される場合は、市場価格調整額を加えるものとしていたします。

へ 調整係数

調整係数は、高圧0.229、特別高圧0.223のとおりといたします。

(4) 離島ユニバーサルサービス調整

イ 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

$$\alpha = 1.000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 離島基準燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島基準燃料価格は、79,300円といたします。

ハ 離島調整上限燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は、119,000円といたします。

ニ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(a) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を下回る場合  
離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= (\text{離島基準燃料価格} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{\text{トの離島基準単価}}{1,000}$$

(b) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を上回り、かつ離島調整上限燃料価格以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= (\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{トの離島基準単価}}{1,000}$$

(c) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合  
離島平均燃料価格は、離島調整上限燃料価格といたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= (\text{離島調整上限燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{トの離島基準単価}}{1,000}$$

ホ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(5)のとおりといたします。

へ 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量にニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価がニ(a)により算定される場合は、離島ユニバーサルサービス調整額を差し引くものとし、離島ユニバーサルサービス調整単価がニ(b)または(c)により算定される場合は、離島ユニバーサルサービス調整額を加えるものといたします。

ト 離島基準単価

1キロワット時当たりの離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、高圧1厘、特別高圧1厘といたします。

(5) 適用期間

各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間および各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間 平均市場価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間 市場価格調整単価適用期間 離島ユニバーサルサービス 調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月の料金に係る計量期間等

(6) 燃料費等調整単価のお知らせ

当社は、燃料費調整単価、市場価格調整単価および離島ユニバーサルサービス調整単価によって算定した燃料費等調整単価をお知らせいたします。

東北エリアの場合

(1) 燃料費等調整額の算定

燃料費等調整額は、燃料費調整額、市場価格調整額および離島ユニバーサルサービス調整額によって算定いたします。

(2) 燃料費調整

イ 燃料費調整額の算定

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0202$$

$$\beta = 0.2699$$

$$\gamma = 0.8714$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が39,300円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (39,300\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{ホの基準単価}}{1,000}$$

(b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が39,300円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 39,300\text{円}) \times \frac{\text{ホの基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は(5)のとおりといたします。

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

なお、(1)の燃料費等調整額は燃料費調整単価がロ(a)により算定される場合は、燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価がロ(b)により算定される場合は、燃料費調整額を加えるものといたします。

ホ 基準単価

1キロワット時当たりの基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、高圧18銭3厘、特別高圧17銭6厘といたします。

(3) 市場価格調整

イ 市場価格調整額の算定

1キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{平均市場価格} = X \times \delta 1 + Y \times \delta 2$$

X = 各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の全日平均価格

Y = 各平均市場価格算定期間における毎日午前8時から午後4時までの時間における

スポット市場価格の昼間平均価格

$$\delta 1 = 0.5332$$

$$\delta 2 = 0.4668$$

なお、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均価格および各平均市場価格算定期間のうち毎日午前8時から午後4時までの時間におけるスポット市場価格の平均価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 市場価格調整単価  
市場価格調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。  
なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(a) 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 1 1 円 5 1 銭を下回る場合  
市場価格調整単価 = (1 1 円 5 1 銭 - 平均市場価格) × ホの市場基準単価

(b) 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 1 1 円 5 1 銭を上回る場合  
市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 1 1 円 5 1 銭) × ホの市場基準単価

ハ 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(5)のとおりといたします。

ニ 市場価格調整額

市場価格調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。

なお、(1)の燃料費等調整額は、市場価格調整単価がロ(a)により算定される場合は、市場価格調整額を差し引くものとし、市場価格調整単価がロ(b)により算定される場合は、市場価格調整額を加えるものといたします。

ホ 市場基準単価

1 キロワット時当たりの市場基準単価は、高圧 1 2 銭 9 厘、特別高圧 1 2 銭 4 厘のとおりといたします。

(4) 離島ユニバーサルサービス調整

イ 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、1 0 0 円単位とし、1 0 0 円未満の端数は、1 0 円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格 =  $A \times \alpha$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

$\alpha = 1.000$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(a) 1 キロリットル当たりの 離島 平均燃料価格が 7 9, 3 0 0 円 を下回る場合  
離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= (7 9, 3 0 0 \text{ 円} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{\text{ホの離島基準単価}}{1, 0 0 0}$$

(b) 1 キロリットル当たりの 離島 平均燃料価格が 7 9, 3 0 0 円 を上回る場合  
離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= (\text{離島平均燃料価格} - 7 9, 3 0 0 \text{ 円}) \times \frac{\text{ホの離島基準単価}}{1, 0 0 0}$$

(c) 1 キロリットル当たりの 離島 平均燃料価格が 1 1 9, 0 0 0 円を上回る場合、  
離島平均燃料価格は、1 1 9, 0 0 0 円といたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= (1 1 9, 0 0 0 \text{ 円} - 7 9, 3 0 0 \text{ 円}) \times \frac{\text{ホの離島基準単価}}{1, 0 0 0}$$

- ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用  
各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価に使用される電気に適用いたします。  
なお、適用期間は、(5)のとおりといたします。
- ニ 離島ユニバーサルサービス調整額  
離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。  
なお、(1)の燃料費等調整額は、離島ユニバーサルサービス調整単価がロ(a)により算定される場合は、離島ユニバーサルサービス調整額を差し引くものとし、離島ユニバーサルサービス調整単価がロ(b)または(c)により算定される場合は、離島ユニバーサルサービス調整額を加えるものといたします。
- ホ 離島基準単価  
1キロワット時当たりの離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、高圧1厘、特別高圧1厘といたします。

(5) 適用期間

各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間および各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費調整単価適用期間 市場価格調整単価適用期間 離島ユニバーサルサービス 調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日 までの期間	毎年4月21日から5月20 日までの期間	その年の6月の料金にかかわ る計量期間等
毎年2月1日から4月30日 までの期間	毎年5月21日から6月20 日までの期間	その年の7月の料金にかかわ る計量期間等
毎年3月1日から5月31日 までの期間	毎年6月21日から7月20 日までの期間	その年の8月の料金にかかわ る計量期間等
毎年4月1日から6月30日 までの期間	毎年7月21日から8月20 日までの期間	その年の9月の料金にかかわ る計量期間等
毎年5月1日から7月31日 までの期間	毎年8月21日から9月20 日までの期間	その年の10月の料金にかか わる計量期間等
毎年6月1日から8月31日 までの期間	毎年9月21日から10月2 0日までの期間	その年の11月の料金にかか わる計量期間等
毎年7月1日から9月30日 までの期間	毎年10月21日から11月 20日までの期間	その年の12月の料金にかか わる計量期間等
毎年8月1日から10月31 日までの期間	毎年11月21日から12月 20日までの期間	翌年の1月の料金にかかわ る計量期間等
毎年9月1日から11月30 日までの期間	毎年12月21日から翌年1 月20日までの期間	翌年の2月の料金にかかわ る計量期間等
毎年10月1日から12月3 1日までの期間	翌年1月21日から翌年2月 20日までの期間	翌年の3月の料金にかかわ る計量期間等

毎年1月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年2月21日から翌年3月20日までの期間	翌年の4月の料金にかかわる計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年3月21日から翌年4月20日までの期間	翌年の5月の料金にかかわる計量期間等

(6) 燃料費等調整単価のお知らせ

当社は、燃料費調整単価、市場価格調整単価および離島ユニバーサルサービス調整単価によって算定した燃料費等調整単価をお知らせいたします。

関東エリアの場合

(1) 燃料費調整

イ 燃料費調整額の算定

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。  
 なお、平均燃料価格の単位は、100円とし、その端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0048$$

$$\beta = 0.3759$$

$$\gamma = 0.6725$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。  
 なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = \left( \text{平均燃料価格} - \text{ホの基準燃料価格} \right) \times \frac{\text{への基準燃料単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等

毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月の料金に係る計量期間等

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

ホ 基準燃料価格

基準燃料価格は、57,500円といたします。

へ 基準燃料単価

1キロワット時当たりの基準燃料単価は、高圧17銭4厘、特別高圧16銭9厘のとおりといたします。

(2) 市場価格調整

イ 市場価格調整額の算定

1キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{平均市場価格} = D \times \delta 1 + E \times \delta 2$$

D = 各平均市場価格算定期間における1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

E = 各平均市場価格算定期間における毎日午前8時から午後4時までの1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

$$\delta 1 = 0.8288$$

$$\delta 2 = 0.1712$$

なお、各平均市場価格算定期間における1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格および毎日午前8時から午後4時までの1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

また、市場価格調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - \text{ホの基準市場価格}) \times \text{への基準市場単価}$$

ハ 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年5月1日から5月31日までの期間	その年の5月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から6月30日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から7月31日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から8月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から9月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から10月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から11月30日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から12月31日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年1月1日から1月31日までの期間	その年の1月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から2月28日までの期間(その年が閏年となる場合は、2月29日までの期間)	その年の2月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から3月31日までの期間	その年の3月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から4月30日までの期間	その年の4月の料金に係る計量期間等

## ニ 市場価格調整額

市場価格調整額は、その1月の使用電力量またはその1月の時間帯別の使用電力量にによって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。

## ホ 基準市場価格

基準市場価格は、11円22銭のとおりといたします。

## へ 基準市場単価

1キロワット時当たりの基準市場単価は、高圧31銭7厘、特別高圧30銭9厘といたします。

## (4) 燃料費等調整単価のお知らせ

当社は、燃料費調整単価、市場価格調整単価によって算定した燃料費等調整単価をお知らせいたします。

中部エリアの場合

(1) 燃料費調整

イ 燃料費調整額の算定

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。  
なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.4381$$

$$\beta = 0.5545$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 平均市場価格

平均市場価格は、各平均燃料価格算定期間における6時から18時までの約定単価の単純平均といたします。

なお、平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ハ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 42,000\text{円})$$

$$\times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000} + \text{(3)の卸市場単価}$$

ニ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および平均市場価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等

毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月の料金に係る計量期間等

#### ホ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にハによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

#### (2) 基準単価

1キロワット時当たりの基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、高圧19銭6厘、特別高圧19銭3厘といたします。

#### (3) 卸市場単価

卸市場単価は、次の算定によって算定された値といたします。

なお、卸市場単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。卸市場単価 = (平均市場価格 - 19円37銭) × (4)の卸市場率

#### (4) 卸市場率

卸市場率は、高圧10.3%、特別高圧10.1%といたします。

#### (5) 燃料費等調整単価のお知らせ

当社は、燃料費調整単価、卸市場単価によって算定した燃料費等調整単価をお知らせいたします。

#### 北陸エリアの場合

#### (1) 燃料費調整

##### イ 燃料費調整額の算定

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0415$$

$$\beta = 0.0745$$

$$\gamma = 1.2499$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

##### ロ 基準燃料単価

1キロワット時当たりの基準燃料単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、高圧15銭7厘、特別高圧15銭4厘といたします。

##### ハ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 79,800 \text{円}) \times \frac{\text{ロの基準燃料単価}}{1,000}$$

(2) 市場価格調整単価の算定

イ 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、各平均燃料価格算定期間における 6 時から 18 時までの北陸エリアプライスの単純平均価格といたします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 基準市場単価

1 キロワット時当たりの基準市場単価は、平均市場価格が 1 円変動した場合の値とし、高圧 14 銭 9 厘、特別高圧 14 銭 5 厘といたします。

ハ 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(a) 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 5 円 00 銭を下回る場合

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 5 \text{円} 00 \text{銭}) \times \text{ロの基準市場単価}$$

(b) 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 29 円 00 銭を上回る場合

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 29 \text{円} 00 \text{銭}) \times \text{ロの基準市場単価}$$

(c) 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 5 円 00 銭以上、29 円 00 銭以下の場合

市場価格調整単価は零といたします。

(3) 燃料費等調整単価の算定

燃料費等調整単価は、次の算定式によって算定した値といたします。

$$\text{燃料費等調整単価} = (1) \text{の燃料費調整単価} + (2) \text{の市場価格調整単価}$$

(4) 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間に対応する次の燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	毎年 4 月 24 日から 5 月 23 日までの期間	その年の 6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	毎年 5 月 24 日から 6 月 23 日までの期間	その年の 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	毎年 6 月 24 日から 7 月 23 日までの期間	その年の 8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	毎年 7 月 24 日から 8 月 23 日までの期間	その年の 9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	毎年 8 月 24 日から 9 月 23 日までの期間	その年の 10 月 1 日から 10 月 31 日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	毎年 9 月 24 日から 10 月 23 日までの期間	その年の 11 月 1 日から 11 月 30 日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	毎年 10 月 24 日から 11 月 23 日までの期間	その年の 12 月 1 日から 12 月 31 日までの期間

毎年8月1日から 10月31日までの期 間	毎年11月24日から 12月23日までの期間	翌年の1月1日から 1月31日までの期間
毎年9月1日から 11月30日までの期 間	毎年12月24日から 翌年1月23日までの期間	翌年の2月1日から2月2 8日までの期間（翌年が閏 年となる場合は、翌年の2月 29日までの期間）
毎年10月1日から 12月31日までの期 間	翌年の1月24日から 2月23日までの期間	翌年の3月1日から 3月31日までの期間
毎年11月1日から翌 年の1月31日までの 期間	翌年の2月24日から 3月23日までの期間	翌年の4月1日から 4月30日までの期間
毎年12月1日から翌 年の2月28日までの 期間（翌年が閏年となる 場合は、翌年の2月29 日までの期間）	翌年3月24日から 4月23日までの期間	翌年の5月1日から 5月31日までの期間

(5) 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その1月の使用電力量に(3)によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定いたします。

(6) 燃料費等調整単価のお知らせ

当社は、燃料費調整単価、市場価格調整単価によって算定した燃料費等調整単価をお知らせいたします。

関西エリアの場合

(1) 燃料費調整

イ 燃料費調整額の算定

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0045$$

$$\beta = 0.1974$$

$$\gamma = 1.0532$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が47,000円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (47,000 - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{ホの基準単価}}{1,000}$$

(b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が47,000円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 47,000円) \times \frac{\text{ホの基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりいたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月分の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月分の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月分の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月分の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月分の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月分の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月分の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月分の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月分の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月分の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月分の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月分の料金に係る計量期間等

## ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

## ホ 基準単価

1キロワット時当たりの基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、高圧10銭6厘、特別高圧10銭5厘といたします。

## (2) 市場価格調整

### イ 市場価格調整額の算定

1キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{平均市場価格} = D \times \delta + E \times \varepsilon$$

D = 各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の全日平均値

E = 各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の 8 時から 16 時の平均値

$$\delta = 0.9162$$

$$\varepsilon = 0.0838$$

なお、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の全日平均値および各平均市場価格算定期間における 8 時から 16 時におけるスポット市場価格の平均値の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 市場価格調整単価

1 キロワット時当たりの市場価格調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(a) 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 10 円 8 2 銭を下回る場合

$$\text{市場価格調整単価} = (10 \text{円} 82 \text{銭} - \text{平均市場価格}) \times \text{ホの調整係数}$$

(b) 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 10 円 8 2 銭を上回る場合

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 10 \text{円} 82 \text{銭}) \times \text{ホの調整係数}$$

ハ 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年 2 月 21 日から 3 月 20 日までの期間	その年の 4 月分の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 21 日から 4 月 20 日までの期間	その年の 5 月分の料金に係る計量期間等
毎年 4 月 21 日から 5 月 20 日までの期間	その年の 6 月分の料金に係る計量期間等
毎年 5 月 21 日から 6 月 20 日までの期間	その年の 7 月分の料金に係る計量期間等
毎年 6 月 21 日から 7 月 20 日までの期間	その年の 8 月分の料金に係る計量期間等
毎年 7 月 21 日から 8 月 20 日までの期間	その年の 9 月分の料金に係る計量期間等
毎年 8 月 21 日から 9 月 20 日までの期間	その年の 10 月分の料金に係る計量期間等
毎年 9 月 21 日から 10 月 20 日までの期間	その年の 11 月分の料金に係る計量期間等
毎年 10 月 21 日から 11 月 20 日までの期間	その年の 12 月分の料金に係る計量期間等
毎年 11 月 21 日から 12 月 20 日までの期間	翌年の 1 月分の料金に係る計量期間等

毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間	翌年の2月分の料金に係る計量期間等
翌年1月21日から2月20日までの期間	翌年の3月分の料金に係る計量期間等

ニ 市場価格調整額

市場価格調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。

ホ 調整係数

調整係数は、上限値をこえない範囲で、年度ごとに、市場価格調整単価適用期間ごとに設定し、その年度が開始する2ヵ月前までに当社のホームページ等でお知らせいたします。なお、調整係数の取扱いにおいて、年度とは、4月分から翌年の3月分の料金までの期間をいいます。

なお、上限値は高圧0.499、特別高圧0.493のとおりといたします。

市場価格調整単価適用期間	供給電圧	
	特別高圧	高圧
2026年4月分の料金に係る計量期間等	0.493	0.499
2026年5月分の料金に係る計量期間等	0.151	0.153
2026年6月分の料金に係る計量期間等	0.119	0.121
2026年7月分の料金に係る計量期間等	0.120	0.122
2026年8月分の料金に係る計量期間等	0.239	0.242
2026年9月分の料金に係る計量期間等	0.251	0.254
2026年10月分の料金に係る計量期間等	0.250	0.253
2026年11月分の料金に係る計量期間等	0.177	0.179
2026年12月分の料金に係る計量期間等	0.289	0.293
2027年1月分の料金に係る計量期間等	0.295	0.299
2027年2月分の料金に係る計量期間等	0.191	0.194
2027年3月分の料金に係る計量期間等	0.212	0.215

(3) 燃料費等調整単価のお知らせ

当社は、燃料費調整単価、市場価格調整単価によって算定した燃料費等調整単価をお知らせいたします。

中国エリアの場合

(1) 燃料費等調整額の算定

燃料費等調整額は、燃料費調整額、市場価格調整額および離島ユニバーサルサービス調整額によって算定いたします。

## (2) 燃料費調整

### イ 燃料費調整額の算定

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は 100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0406$$

$$\beta = 0.0982$$

$$\gamma = 1.2015$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

### ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 41,900 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (41,900 - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{ハの基準単価}}{1,000}$$

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 41,900 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 41,900 \text{円}) \times \frac{\text{ハの基準単価}}{1,000}$$

### ハ 基準単価

1 キロワット時当たりの基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、高圧 17 銭 7 厘、特別高圧 17 銭 4 厘といたします。

### ニ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は(5)のとおりといたします。

### ホ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

なお、ロ(a)の場合は、燃料費調整額を差し引くものとし、ロ(b)の場合は、燃料費調整額を加えるものといたします。

## (3) 市場価格調整

### イ 市場価格調整額の算定

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、電力市場価格にもとづき次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{平均市場価格} = X \times x + Y \times y$$

X = 各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値

Y = 各平均市場価格算定期間における 8 時から 16 時までの時間に対応する電力市場価格の平均値

$$x = 0.4861$$

$$y = 0.5139$$

なお、各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値および各平均市場価格算定期間における8時から16時に対応する電力市場価格の平均値の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 基準市場価格

基準市場価格は9円45銭といたします。

ハ 市場価格調整単価

1キロワット時当たりの市場価格調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、市場価格調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

- (a) 1キロワット時当たりの平均市場価格が基準市場価格を下回る場合  
市場価格調整単価 = (基準市場価格 - 平均市場価格) × 二の調整係数
- (b) 1キロワット時当たりの平均市場価格が基準市場価格を上回る場合  
市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 基準市場価格) × 二の調整係数

ニ 調整係数

調整係数は、高圧0.265、特別高圧0.259といたします。

ホ 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(5)のとおりといたします。

ヘ 市場価格調整額

市場価格調整額は、その1月の使用電力量にハによって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。

なお、ハ(a)の場合は、市場価格調整額を差し引くものとし、ハ(b)の場合は、市場価格調整額を加えるものといたします。

(4) 離島ユニバーサルサービス調整

イ 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 1.000$$

$$\beta = 0.000$$

$$\gamma = 0.000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 離島基準燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島基準燃料価格は、79,300円といたします。

ハ 離島調整上限燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は、119,000円といたします。

ニ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

- (a) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を下回る場合  
離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= (\text{離島基準燃料価格} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{\text{トの離島基準単価}}{1,000}$$

- (b) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を上回り、かつ、離島調整上限燃料価格以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= (\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{トの離島基準単価}}{1,000}$$

(c) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合  
離島平均燃料価格は、離島調整上限燃料価格といたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= (\text{離島調整上限燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{トの離島基準単価}}{1,000}$$

ホ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される接続供給に係る電気に適用いたします。

なお、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(5)のとおりといたします。

ヘ 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量に二によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

ト 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、高圧0銭1厘、特別高圧0銭1厘といたします。

(5) 適用期間

各平均燃料価格、平均市場価格および離島平均燃料価格の算定期間に対応する燃料費調整単価、市場価格調整単価および離島ユニバーサルサービス調整単価の適用期間は次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間 平均市場価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間 市場価格調整単価適用期間 離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月分の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月分の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月分の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月分の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月分の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月分の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月分の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月分の料金に係る計量期間等

毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月分の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月分の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月分の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月分の料金に係る計量期間等

(6) 燃料費等調整単価のお知らせ

当社は、燃料費調整単価、市場価格調整単価および離島ユニバーサルサービス調整単価によって算定した燃料費等調整単価をお知らせいたします。

四国エリアの場合

(1) 燃料費調整

イ 燃料費調整額の算定

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計（関税法にもとづき公表される統計をいいます。）の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0845$$

$$\beta = 0.0699$$

$$\gamma = 1.1962$$

なお、各平均燃料価格算定期間（ハ〔燃料費調整単価の適用〕の表に定める期間をいいます。）における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,300円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (80,300\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{ホの基準単価}}{1,000}$$

(b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,300円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,300\text{円}) \times \frac{\text{ホの基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月1日から6月30日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月1日から7月31日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月1日から8月31日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月1日から9月30日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月1日から10月31日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月1日から11月30日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月1日から12月31日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月1日から1月31日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月1日から2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月1日から3月31日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月1日から4月30日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月1日から5月31日までの期間

## ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

## ホ 基準単価

1キロワット時当たりの基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、高圧15銭4厘、特別高圧15銭0厘といたします。

## (2) 燃料費調整単価のお知らせ

当社は、燃料費調整単価をお知らせいたします。

## 九州エリアの場合

### (1) 燃料費調整

#### イ 燃料費調整額の算定

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格  
B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格  
C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0028$

$\beta = 0.1819$

$\gamma = 1.0863$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 46, 100 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (46, 100 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{ホの基準単価}}{1, 000}$$

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 46, 100 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 46, 100 \text{円}) \times \frac{\text{ホの基準単価}}{1, 000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間

毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

ホ 基準単価

1キロワット時当たりの基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、高圧9銭8厘、特別高圧9銭6厘といたします。

へ 燃料費調整額の差引きまたは加算

電力量料金は、イによって算定された平均燃料価格が46,100円を下回る場合は、二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、イによって算定された平均燃料価格が46,100円を上回る場合は、二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(2) 市場価格調整

イ 市場価格調整額の算定

1キロワット時当たりの平均市場価格は、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{平均市場価格} = \text{全日単価} \times \delta 1 + \text{昼間単価} \times \delta 2$$

$$\text{全日単価} = \frac{\text{各平均市場価格算定期間における1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格}}{\text{全日単価}}$$

$$\text{昼間単価} = \frac{\text{各平均市場価格算定期間における毎日午前6時から午後6時までの1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格}}{\text{昼間単価}}$$

$$\delta 1 = 0.4627$$

$$\delta 2 = 0.5373$$

なお、全日単価および昼間単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(a) 1キロワット時当たりの平均市場価格が8円22銭を下回る場合

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{8円22銭} - \text{平均市場価格}) \times \text{ホの調整係数}$$

(b) 1キロワット時当たりの平均市場価格が8円22銭を上回る場合

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - \text{8円22銭}) \times \text{ホの調整係数}$$

ハ 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年1月21日から2月20日までの期間	その年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間

毎年2月21日から3月20日までの期間	その年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間
毎年3月21日から4月20日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年4月21日から5月20日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年5月21日から6月20日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年6月21日から7月20日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年7月21日から8月20日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年8月21日から9月20日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年9月21日から10月20日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年10月21日から11月20日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年11月21日から12月20日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間

ニ 市場価格調整額

市場価格調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。

ホ 調整係数

1キロワット時当たりの調整係数は、平均市場価格が1円変動した場合の値とし、高圧28銭4厘、特別高圧27銭8厘といたします。

へ 市場価格調整額の差引きまたは加算

電力量料金は、イによって算定された平均市場価格が8円22銭を下回る場合は、二によって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、イによって算定された平均市場価格が8円22銭を上回る場合は、二によって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。

(3) 離島ユニバーサルサービス調整

イ 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 1.000$

$$\beta = 0.000$$

$$\gamma = 0.000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(a) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合  
離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= (79,300\text{円} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{\text{ホの離島基準単価}}{1,000}$$

(b) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が79,300円を上回り、かつ、119,000円以下の場合  
離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= (\text{離島平均燃料価格} - 79,300\text{円}) \times \frac{\text{ホの離島基準単価}}{1,000}$$

(c) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が119,000円を上回る場合  
離島平均燃料価格は、119,000円といたします。  
離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= (119,000\text{円} - 79,300\text{円}) \times \frac{\text{ホの離島基準単価}}{1,000}$$

ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間

毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

ニ 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

ホ 離島基準単価

1キロワット時当たりの離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、高圧3厘、特別高圧3厘といたします。

ヘ 離島ユニバーサルサービス調整額の差引きまたは加算

電力量料金は、イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、二によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、二によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(4) 燃料費等調整単価のお知らせ

当社は、燃料費調整単価、市場価格調整単価および離島ユニバーサルサービス調整単価によって算定した燃料費等調整単価をお知らせいたします。